



監査告示第7号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和6年4月2日から同月26日まで
実施した定期監査結果を別紙のとおり公表する。

令和6年5月30日

宇佐市監査委員 佐藤 博美

宇佐市監査委員 衛藤 義弘

令和6年度第1回定期監査結果報告

1. 監査の対象 安心院支所 地域振興課

2. 監査の期間 令和6年4月2日から同月26日まで

3. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼し、監査を実施した。

4. 監査の実施方法及び内容

令和5年4月1日から令和6年2月29日までの事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及した。

担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し、監査を実施した。

5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その措置状況の具体的結果を令和6年7月1日（月）までに文書により報告されたい。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めた。今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

【注意事項】

基本的な事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な事務を執行されたい。

(1) 契約事務について

- ①単価契約について予定数量及び年間支出見込額の記載がないもの
- ②変更契約書が提出期限までに提出されていないもの
- ③郵送による見積りの手続きが適していないもの

(2) 文書事務等について

- ①運転日報で、アルコール検知器の数値が一部未記入のもの
また、運転後の酒気帯び確認をしていないもの

【要望事項】**(1) その他、軽微な誤りについて**

契約事務について、仕様書及び契約書など契約関係書類の一部に不備があるもの、検査調書の口頭通知済に課長印がないもの、書類を時系列に綴じていないものなど軽微な誤りが散見された。このため、事務に際しては、基本に立ち返り、庁内マニュアル等を参考に適正な執行に努めること。

令和6年度第1回定期監査結果報告

1. 監査の対象 院内支所 地域振興課

2. 監査の期間 令和6年4月2日から同月26日まで

3. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼し、監査を実施した。

4. 監査の実施方法及び内容

令和5年4月1日から令和6年2月29日までの事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及した。

担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し、監査を実施した。

5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その措置状況の具体的結果を令和6年7月1日（月）までに文書により報告されたい。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めた。今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

【注意事項】

基本的な事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な事務を執行されたい。

(1) 契約事務について

- ①単価契約について、予定数量及び年間支出見込額の記載がないもの
- ②仕様書に質問・回答に関する記載がないもの
- ③契約必要書類が落札通知日より7日以内に提出されていないもの

(2) 使用料について

- ①使用の許可を受ける際に使用料を納めていないもの

(3) 文書事務等について

- ① 運転日報で、酒気帯び確認欄が一部未記入になっているもの

【要望事項】

(1) 契約事務について

- ① 入札（見積）に参加させる業者の選定について

業務的内容的に競争の余地が十分あると思われるものについて、特命随意契約として入札・見積参加者選定小委員会（以下「小委員会」という。）に内申し、決定されているものがあつた。業者選定については、最終的に小委員会で決定することになるが、契約の透明性、公平性、競争性等が厳しく問われている中、内申に際しては、競争の余地がないか十分検討した上で小委員会に提出し、特命随意契約を乱用しないように努めること。

- ② 年度当初から業務が発生する契約の締結時期について

通常、受託者が業務に着手する際には契約締結後、一定の準備期間が必要になると思われる。年度当初から業務が発生する契約については、債務負担行為及び長期継続契約等により前年度中に契約を締結しているが、契約締結日が年度末となっており、準備期間が確保されていないものが散見される。

よって、契約の締結については、受託者が契約締結日から履行開始日まで適切な準備期間を確保できる時期までに行うこと及びそのために必要となる債務負担行為等の設定時期についても十分検討すること。

(2) その他、軽微な誤りについて

契約事務について、予定価格を非公表としている契約の設計金額を回議書の表に記載しているもの、仕様書及び契約書など契約関係書類の一部に不備があるものなど軽微な誤りが散見された。このため、事務に際しては、基本に立ち返り、庁内マニュアル等を参考に適正な執行に努めること。

令和6年度第1回定期監査結果報告

1. 監査の対象 都市計画課

2. 監査の期間 令和6年4月2日から同月26日まで

3. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼し、監査を実施した。

4. 監査の実施方法及び内容

令和5年4月1日から令和6年2月29日までの事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及した。

担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し、監査を実施した。

5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その措置状況の具体的結果を令和6年7月1日（月）までに文書により報告されたい。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めた。今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

【注意事項】

基本的な事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な事務を執行されたい。

(1) 契約事務について

- ①設計金額の積算時に消費税の円未満を切り捨てずに四捨五入しているもの
及び消費税加算後の合計金額の千円未満を切り上げているもの
- ②仕様書に質問・回答に関する記載がないもの
- ③契約必要書類が落札通知日より7日以内に提出されていないもの
- ④成果物引渡書（市控）がないもの
- ⑤変更契約書の提出期限を適正日数確保していないもの

(2) 会計事務について

- ①工事完成後の工事代金支払時に、誤って前払時の口座を指定していたもの

(3) 文書事務等について

- ①旅費の手引に基づく旅費整理簿が作成されていないもの
- ②旅行命令簿の決裁区分が誤っているもの及び決裁者の押印がないもの
- ③運転日報で、アルコール検知器の数値が未記入なもの

【要望事項】

(1) その他、軽微な誤りについて

契約事務について、仕様書及び契約書など契約関係書類の一部に不備があるもの、書類を時系列に綴じていないものまた、文書事務等について、旅行命令簿に用務地の記載がないものなど軽微な誤りが散見された。このため、事務に際しては、基本に立ち返り、庁内マニュアル等を参考に適正な執行に努めること。